

文京区補助金等チェックシート

所属 子ども家庭部幼児保育課

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	居宅訪問型保育事業利用者交通費補助								
根拠規定等	文京区居宅訪問型保育事業利用者交通費補助金交付要綱								
創設年月	令和	3	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	5 民生費	4 児童福祉費	1 保育園費	8 私立保育園運営補助	1 私立保育園事業運営補助				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	居宅訪問型保育事業の利用者が負担する、保育者が利用者の居宅に訪問するために要する交通費の全部又は一部を補助することにより、当該居宅訪問型保育事業の利用者の負担の軽減を図る。								
補助事業等の内容	居宅訪問型保育事業の保育者が利用者の居宅に訪問するために要した交通費実費を補助する。(児童一人当たり月額20,000円を上限)								
補助対象経費の内容	交通費: 保育者が利用者の居宅に訪問するために要する費用								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 居宅訪問型保育事業を実施する事業者								
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率〔補助率 10/10(上限あり)〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕								
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕 交通費実費(月額上限20,000円/人) 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕								
公募の状況	非公募								
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔交通費補助金内訳書(要綱様式)等〕								
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	1/2	国	都	1/2	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	集団保育が利用できない子育て世帯への支援は、きめ細かい子育て支援サービスとして求められている。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	区の子育て支援の施策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	利用者の経済的負担を減らすことは、質の高い保育サービスの提供であることから、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	実施しない場合、利用者の経済的負担が軽減されず、区民によってマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	補助事業者に直接制度を周知する。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	要件適合性を判定の上、交付先を決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	交通費に対する補助のため、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	利用者の経済的負担の軽減という効果が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	交通費実費相当分の補助のため、利用者の負担軽減により効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	交通費実費相当分の補助のため、その効果は利用者に還元される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	要綱を制定することで適正に執行する。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	補助事業者は居宅訪問型保育事業を実施している事業者であり、その活動内容は補助目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	実績報告等を通じて、適正に行われていることが確認できる。

4 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(予算)			
交付(見込み)件数	3			
決算(予算)額	535			
国庫支出金	0			
都支出金	267			
その他	0			
一般財源	268			
2年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

居宅訪問型保育事業の利用者数は見通しが立てにくいいため、毎年度、適切に予算要求をしていく必要がある。